

ナラシ対策の運用が変わります！

～ 米について事前契約等を要件化 ～

1 運用見直しのポイント

需要に応じた米生産を後押しするため、**令和4年産から、ナラシ対策の対象農産物である米**についても、具体的な出荷・販売予定に従って**計画的に生産したものが**補てんの対象となります。

ナラシの補てん対象となる米（主食用）

※ **赤字部分**を追加

(1) J A等の集出荷業者へ出荷・販売する米

- ・ **6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、**
翌年3月末までに出荷又は販売したもの

(2) 実需者等へ直接販売する米

- ・ **6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、**
翌年3月末までに販売契約を結び、販売の対象としたもの

※ ナラシ対象農産物のうち、麦と大豆は、既に、播種前契約に基づき出荷・販売したものが補てんの対象。

2 運用見直しに伴う手続きの変更点

【変更点①】

米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請に当たり、「**出荷・販売契約数量等報告書**」の**提出**が新たに必要となります。（裏ページ参照）

【変更点②】

積立金の納付期限は、7月31日から**8月31日**になります。

加入申請から補てん金交付までの流れ



注) 加入申請時に、J A等との出荷・販売契約や実需者等への直接販売計画の数量を報告する必要があります。（詳しくは裏ページ参照）

